

○大府市排水設備設置義務免除取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項ただし書の規定に基づく排水設備義務の免除（以下「免除」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(免除の要件)

第2条 免除の対象となる下水は、事業場下水で、次の各号のいずれにも該当する場合に限るものとする。

- (1) 免除により放流する下水（以下「放流下水」という。）を直接放流することができる適当な公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定するものをいう。）があること。
- (2) 放流下水の水質が、年間を通して下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条及び水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年愛知県条例第4号）に適合していること。
- (3) 放流下水のための設備（以下「放流設備」という。）及び排水設備は、完全に分離し、かつ、その排水系統が容易に確認できること。
- (4) 排水処理施設により処理されている放流下水の水質管理体制が確立されていること。
- (5) 放流下水の量及び公共下水道への排除量が正確に測定できること。

2 前項の規定にかかわらず、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）がやむを得ないと認めたときは、免除することができる。

(許可の申請)

第3条 免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大府市下水道条例施行規程（令和4年大府市上下水道事業規程第4号。以下「規程」という。）第10条に規定する排水設備設置義務免除許可申請書（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を付して、市長に提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 放流下水計画書（別記第1）
- (2) 下水道法、水質汚濁防止法又はその他関係法令に基づく認可、許可等の処分を受けているときは、その処分を示す書類の写し
- (3) 公共用水域に関する取水又は排除の許可等を公共用水域の管理者等から受けているときは、その許可の写し
- (4) 放流下水の水質測定結果（公的機関の結果書又は計量証明書）
- (5) 放流下水量の測定結果
- (6) その他市長が必要と認める書類

(許可の決定)

第4条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、その適否を決定し、申請書が受理されてから30日以内に、放流下水の水質が適当と認めたときは、規程第10条に規定する許可書及び別に定める許可の条件を申請者に交付し、不許可とする場合は、理由を付して申請者に申請書を返却するものとする。

(免除の期間)

第5条 免除の期間は、許可した日から3年以内とする。

(期間更新及び放流設備変更の許可等)

第6条 第4条の許可を受けた者(以下単に「許可を受けた者」という。)で、許可に係る期間を満了後引き続いて使用しようとするものは、期間満了日の30日前までに申請書、許可書の写し及び添付書類を市長に提出し、許可を受けなければならない。この場合において、市長の指示するところにより添付書類の全部又は一部を省略することができる。

2 許可を受けた者で放流設備を変更しようとするもの(放流水質に影響を与えない軽微な変更を除く。)は、申請書及び添付書類を市長に提出し、許可を受けなければならない。

3 第1項後段の規定は、前項についてこれを準用する。

(測定義務)

第7条 許可を受けた者は、放流下水の水質測定を下水道法施行規則(昭和42年建設省令第37号)第15条に準じ、市長が別に定める許可の条件による項目及び回数により行わなければならない。この場合において、放流下水量も測定しなければならない。

(報告義務)

第8条 許可を受けた者は、前条の規定による測定結果を放流下水水質・水量報告書(第1号様式)より市長に報告するものとする。

(立入検査)

第9条 市長は、放流下水について必要と認めるときは、立入検査をすることができる。

(各種届出事項)

第10条 許可を受けた者又は権利義務を継承した者が、住所、氏名等を変更したとき、又は権利義務を承継したときは、14日以内に氏名等変更届出書(第2号様式)を市長に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、放流設備の休止若しくは廃止、休止している放流設備の再開又は放流水質に影響を与えない軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ放流設備変更等届出書(第3号様式)を市長に届け出なければならない。

(監督処分)

第11条 市長は、許可を受けた者が許可に当たり付した条件に違反し、又は虚偽の申請等をしたときは、下水道法第38条の規定に基づき必要な措置を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

放流下水水質・水量報告書

年 月 日

大府市下水道事業大府市長 殿

住所

申請者

氏名

電話

大府市排水設備設置義務免除取扱要綱第8条に基づき上半期（下半期）の結果を報告
します。

許可日及び許可番号	年 月 日 第 号
工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
測定月	年 月 ~ 年 月
測定結果	
備考	

第2号様式（第10条関係）

<h2>氏名等変更届出書</h2>	
年 月 日	
大府市下水道事業大府市長 殿	
住所	
申請者	
氏名	
電話	
大府市排水設備設置義務免除取扱要綱第10条第1項に基づき、次のとおり届出 します。	
許可日及び 許可番号	年 月 日 第 号
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	
変更日	

備考 許可日及び許可番号は、最初の許可について記すこと。

第3号様式（第10条関係）

<h2>放流設備変更等届出書</h2>	
年 月 日	
大府市下水道事業大府市長 殿	
住所	
申請者	
氏名	
電話	
大府市排水設備設置義務免除取扱要綱第10条第2項に基づき、次のとおり変更 ・休止 ・廃止 ・再開したいので、届け出ます。	
許可日及び 許可番号	年 月 日 第 号
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	
変更・休止・廃止 ・再開 日	年 月 日

備考 許可日及び許可番号は、最初の許可について記すこと。

許 可 の 条 件

- 1 放流下水を直接放流できる公共用水域であり、放流下水の水質が、その地域の下水終末処理場に適用される下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条及び水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年愛知県条例第4号）に適合していること。
- 2 放流下水の排水系統は、排水設備と完全に分離した系統とし、その系統が容易に確認できること。
- 3 水質汚濁防止法（昭和45年法律第198号）及びその他の関係法令に基づき手続きを行ったとき、又は処分を受けたときは、その旨を市長に報告すること。
- 4 放流下水又は放流下水が原因で公共用水域に異常が生じたときは、速やかにその旨を市長に報告すること。
- 5 放流下水の量及び公共下水道への排除量が正確に測定できる設備を設けること。
- 6 水質測定に関する項目名及び回数は、次のとおりとし、その結果を記録すること。

項目名	回数	回
-----	----	---
- 7 放流下水の水質及び水量の年間測定の結果を上半期（4月～9月）にあつては、毎年10月末までに、下半期（10月～3月）にあつては、毎年4月末日までに報告すること。
- 8 水質測定は、下水の水質の検定方法に関する省令（昭和37年厚生省建設省令第1号）に規定する検定の方法により行うこと。
- 9 下水道法、水質汚濁防止法、その他の関係法令等を遵守し、及び関係法令等の改正、その他の理由により市長が許可事項を変更する必要があると認めたときは、その指示に従うこと。
- 10 免除期間の更新をしようとするときは、免除期間満了日の30日前までに、この許可証の写しを添えて申請すること。
- 11 放流設備の変更（放流水質に影響を与えない軽微な変更を除く。）をしようとするときは、再度、申請書を提出し、許可を受けること。
- 12 放流設備の休止若しくは廃止、休止している放流設備の使用を再開又は放流水質に影響を与えない軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ市長に届出すること。
- 13 市長は、必要があると認めたときは、放流設備を立入検査し、資料の提出又は報告を求めることができる。
- 14 住所、氏名等を変更したとき、又は権利義務を継承したときは、市長に届出すること。
- 15 市長は、この条件に違反したとき、又は虚偽の申請、報告等をしたときは、許可の取消し、変更等の必要な措置を命ずることができる。
- 16 許可の取消し又は変更による工事等に係る費用は、申請者が負担すること。

別記第 1

放 流 下 水 計 画 書

放流下水計画書は、次に掲げる事項について記載すること。

- 1 放流下水に係る汚水発生施設（以下「施設」という。）の名称
- 2 施設の種類及び構造（別紙 1 様式）
 - (1) 施設の型式、構造、主要寸法及び能力並びに当該施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置
 - (2) 施設に係る工事の着手及び完成の予定日並びに施設の使用開始予定日
 - (3) その他施設の構造について参考となるべき事項
- 3 施設の使用方法（別紙 2 様式）
 - (1) 施設の設置場所
 - (2) 施設を含む操業の系統
 - (3) 施設の使用時間間隔及び 1 日当りの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要
 - (4) 施設を含む作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び 1 日当たりの使用量
 - (5) 施設の使用時において当該施設から排出される汚水の水質の通常値及び最大の値並びに当該汚水の通常量及び最大の量
 - (6) その施設の使用の方法について参考となるべき事項
- 4 汚水の処理の方法（別紙 3 様式）
 - (1) 汚水の処理施設の設置場所
 - (2) 汚水の処理施設の種類、型式、構造、主要寸法及び能力並びに汚水の処理の方式
 - (3) 汚水の処理の系統
 - (4) 汚水の集水及び汚水の処理設備までの導水の方法
 - (5) 汚水の処理施設の使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要
 - (6) 汚水の処理施設において中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材と 1 日当たりの用途別使用量
 - (7) 汚水の処理施設の使用時における当該汚水の処理施設による処理前及び処理後の汚水の水質の通常値及び最大の値並びに当該汚水の通常量及び最大の量
 - (8) 汚水の処理によって生ずる残さの種類及び 1 月間の種類別生成量並びにその処理の方法の概要
 - (9) 放流下水の排水口の位置
 - (10) その他汚水の処理の方法について参考となるべき事項
- 5 下水の量及び水質
 - (1) 公共用水域及び公共下水道への排水口における下水の通常量及び最大の量並びに当該下水の水質の通常値及び最大の値
 - (2) その他下水の量及び水質について参考となるべき事項
- 6 用水及び排水の系統
当該事業場におけるすべての用水及び排水の系統を記載し、用途別用水使用量を付記すること。

7 付近の見取図

当該事業場の位置及び主要水路を明示すること。